

1. 将来像

自然と人々の生活が融合した“美しいみやざき”の創造

- ☆ 本県では、豊かな自然を生かした美しい県土づくりに早くから取り組み、一定の成果を上げてきましたが、都市景観や農山漁村の景観、或いは歴史・文化に関する景観の分野では、必ずしも十分な取り組みがなされてきたとはいえません。
- ☆ 「景観」について考える中で、元来持っている自然の美の他にも、人々が生活を営む中で生まれ、育まれてきたものにこそ「美しさ」が潜んでおり、人が創り出す美しさは、自然とともに成り立っていることに気付かされます。
- ☆ これこそ、地域の宝として我々が誇りに思い、今後とも大切に守り、育てていかなければならないものといえます。
- ☆ 本県の景観づくりにおいては、地域がそれぞれの特性から生まれた「美しさ」を見だし、それを守り、育み、生かす取り組みを進めることが必要であり、県土全体が『自然と人々の生活が融合した“美しいみやざき”』として築き上げられていくことを目指します。

2. 景観形成の基本方針

本県が目指す将来像の実現に向けて、以下に示す5つの方針に基づき、**住民・事業者、市町村並びに県が一体となって取り組みます。**

この中で、「方針1. 意識と人を育てる」ことが、方針2～5の具現化につながることから、最重要方針として位置付けています。

方針1

意識と人を育てる

序章の「景観のとらえ方」や第1章の「本県で育まれた景観の特性」から分かるように、本県の景観は、雄大な自然と人々の生活・生業の重なり合いによって形成されてきたものと言えます。

住民一人ひとりの景観に関する意識啓発に力を入れ、景観意識の醸成を図るとともに、住民のみならず行政職員も含めた景観づくりの担い手となる「人」の育成・支援や、その人々が連携して活動しやすいように、景観づくりネットワークの形成を進めていくことが、最も必要かつ重要な要素であると考えます。

【取り組みの柱】

1. 景観に関する意識の啓発・醸成
2. 景観づくりの担い手となる「人」の育成・支援
3. 景観づくりネットワークの形成



方針2 自然とともに生きる

我々は、これまでの長い時間、自然とともに生きてきました。本県は県土の7割を森林が占め、そこには多様な動植物が生息するとともに、その森林を源に大小様々な河川が流れ、森林と河川を中心に県土の骨格が築かれています。

これからは、県土を形づくり、豊かな恵みを与えてくれる自然を敬い、大切に守り、育てながら、自然とともに生きる姿勢を貫くことがますます重要となってきます。

これまで自然に負荷をかけながら開発を進めてきたことを反省し、多種多様な生物と共存し、共に自然を享受できるよう貴重な自然環境の保全に努めるとともに、広域的見地から流域全体を見据えた自然景観の保全・形成に取り組んでいくことが必要であると考えます。

【取り組みの柱】

1. 生態系に配慮した貴重な自然環境の保全
2. 広域的見地に基づく自然景観の保全・形成



大崩山（北川町）



新しき村（木城町）



早苗の頃（高原町）



野尻湖ピア（野尻町）

方針3 生活の営み・文化を守り、育てる

本県には、美しい農山漁村をはじめ、地域に脈々と伝わる祭りや文化、里山や鎮守の森、古いまち並みなどの歴史的な資源が数多く残されています。

これらは、いずれも個々の地域における人々の生活や生業とともに生まれ、育まれてきたものであるからこそ、宮崎の地で生まれ育った人々の心に、地域への愛着や誇りを育む源になっていると考えます。

地域独自の生活の営みや文化を守り、育てる上で、持続的な生産活動を展開していくことが最も重要であり、それとともに里山等の保全や土地利用を適正にコントロールし、それぞれの地域の風土にあった景観の保全・形成に努めることが必要です。

また、住民一人ひとりが地域の歴史や文化を理解し、大切に継承するなど、地域のアイデンティティの礎となる誇りや愛着の醸成に取り組んでいくことが必要であると考えます。

【取り組みの柱】

1. 持続的な生産活動の展開
2. 適正な土地利用コントロール
3. 地域の風土に合った景観の保全・形成
4. 地域の歴史・文化の継承と誇りや愛着の醸成



とび魚すくい（串間市）



田植えの準備（高千穂町）



農村風景（旧東郷町）



だんじり尾末神社まつり
（門川町）

方針4 調和のとれた生活空間を創る

高度経済成長期以降、都市の成長・拡大をより効率的に進めるため、利便性や経済性を重視した全国一律の基準で道路や河川などの社会基盤整備を行い、建築物を建てることで、現在のまちが形成されてきました。

その結果、人々に癒しや潤いを与える身近な緑や水辺が失われるとともに、巨大な広告看板や派手な建築物等が県内あちこちに建ち、地域の特徴が見えにくくなり、個性が乏しく、調和していない景観が数多く見られるようになりました。

これからは、自分達が住む地域を住み続けたいと思える空間にしていくことが必要であり、身近な生活空間の質の向上を図るとともに、地域の個性を生かした魅力ある公共空間の創出を行うことが重要であると考えます。

また、都市全体として潤いの創出を図るため、郊外部の開発抑制だけでなく、中心部においてもまとまりある市街地の形成に取り組んでいくことが必要であると考えます。

【取り組みの柱】

1. 身近な生活空間（街区単位）の質向上
2. 魅力ある公共空間（道路・河川等）の創出
3. 潤いある都市空間（都市計画区域内）の創出
4. まとまりある市街地（商業地等）の形成



花山手団地（宮崎市）



椎八重公園（三股町）



潤いある都市（宮崎市）



中央東部地区（都城市）

方針5 特性を生かし、活性化につなげる

個々の地域において、みんなが協力し合いながら守り、育ててきた本県の景観は、素晴らしい地域の宝、住民共有の財産であると考えます。

そのような地域の宝は、県内のみならず県外の人が見ても魅力あるものとして映り、その地を訪れてみたい、体験してみたいと思える力をもっています。

地域の宝を保全・育成していくことは、観光活性化の側面を生み出すとともに、個々の地域で活動している人々の自信や活力にもつながる効果があると考えます。

私たちは、宮崎固有の温暖な気候や歴史を最大限に生かし、積極的な情報発信を通じて、多種多様な側面からの観光振興を図り、新しい経済を育むことが必要です。

また、多くの課題を抱える中山間地域と都市部の交流を促進するために、賑わいやもてなしの空間・環境づくりを進め、訪れた人と地域の人々がふれあう中でお互いが情感を共有することが大切です。

地域の人々自身がやる気を持ってまちづくりに取り組むことが、地域の活性化や活力維持に必要であると考えます。

【取り組みの柱】

1. 温暖な気候や歴史等を生かした観光振興
2. 都市部と中山間地域の交流促進
3. 賑わいやもてなしの空間・環境づくり
4. 積極的な情報発信



なし拾り (小林市)



ワーキングホリデー
(西米良村)



電飾大作戦 (川南町)



天然スキー場 (五ヶ瀬町)

3. 景観形成の基本方針別の取り組み内容

将来像の実現に向けた取り組みと考え方について、方針毎に整理しています。ここに示した内容は、住民・事業者・行政が一体となって進めていくことが必要です。

1 意識と人を育てる

1) 景観に関する意識の啓発・醸成

○ 「景観」を通して地域を見直すことが地域づくりにつながるという意識の共有

- ・ 景観は、単なる見た目と理解されがちですが、この方針では幅広く捉え、景観とは、生活スタイルの写し鏡であり、地域で起きている現象の表れとして見えています。
- ・ 例えば、農山村で担い手が不足し耕作放棄地が増加すると、農山村の景観は壊れていくこととなります。本県の基幹産業である農林漁業を守ることが、結果として農山漁村の景観を守ることに繋がると考えます。
- ・ 今後とも、あらゆる機会を活用し、住民等に「景観づくりは地域づくり」であることを幅広く訴え、意識の共有に取り組んでいきます。

○ 地域への関心・意識を育てる

- ・ 「景観」を通して地域を見直すことで、自然界や都市・農山漁村において何が起きているかを知ることができます。
- ・ 地域への関心・意識を育てることが景観づくりの第一歩です。多くの住民が自分の住む地域の現状を知り、将来を見据えながらどうしていくべきかを考え、行動することが必要であり、その気運づくりに向けた啓発活動を継続的に取り組んでいきます。

〔取り組み例〕

- ・ 景観まちづくりシンポジウムの開催
- ・ 専門家等による景観セミナーの実施
- ・ タウンウォッチングの開催
- ・ 県内外の景観まちづくり活動事例の紹介
- ・ 地域景観写真コンテストの実施
- ・ 景観づくり活動の表彰

等

2) 景観づくりの担い手となる「人」の育成と支援

○ 住民一人ひとりの意識と行動力が、景観づくりを担う力！

- ・ 序章「景観のとらえ方」でも示していますが、景観づくりは「地域づくり」です。景観を糸口に地域を見直し、どのような地域を目指していくのかを考え、それに向けて行動した結果が、「景観」という形で表れてきます。
- ・ 地域を構成するのは住民一人ひとりであり、その「一人ひとり」が意識を持って自らの地域のあり様を真剣に考え、行動することができる『担い手』が地域づくりに必要です。
- ・ そのような人材をより多く育てるために、住民・事業者、行政等が連携して「人づくり」に取り組んでいきます。

○ 行政職員も重要な担い手、職員自らの意識改革と行動力の向上

- ・ 景観づくりの担い手となる「人」とは、住民のみならず県や市町村の行政職員も含まれており、行政職員自らが景観行政に対する意識改革を行っていくことが必要です。
- ・ 景観づくりは、住民と行政が一体となって取り組むことにより実現可能となるものであり、どちらかの意識と行動力が欠けてしまうと、なかなかうまく進まないものと考えます。
- ・ 住民の中での人材育成を進めるとともに、行政職員の育成にも取り組んでいきます。

○ 地域で活躍する担い手の活動支援

- ・ 個人や各種団体による継続的な地域づくり活動が展開されるよう、市町村等と連携し、あらゆる側面から担い手の活動支援に取り組んでいきます。

【取り組み例】

- ・ 地域づくりリーダーの育成
- ・ 地域を見守る景観モニターの育成
- ・ 地域における景観まちづくり活動の支援
- ・ 児童・生徒への景観教育の実施
- ・ 県・市町村職員への景観研修の実施
- ・ 景観アドバイザー制度の創設
- ・ NPO 等と連携した人材育成

等

3) 景観づくりネットワークの形成

○ 景観づくりは総合力！ 幅広い意見交換と多様な技術力の活用

- ・ 景観づくりには長い時間を要するがゆえに、時代の流れとともに目指すべき方向が見えなくなってしまうことも予想されます。
- ・ その方向を間違ってしまうと、結果として独りよがりの景観づくりを押し進めてしまう危険性も考えられます。
- ・ 一人で考えず、同じような目的・理念を持って活動する他の団体や多様な分野の専門家たちと幅広く意見交換したり、色々な事例を視察することによって、目指すべき方向を共有できるとともに、多様な技術力を生かすことが可能となり、より良い景観の創出につながると考えます。
- ・ そこで、市町村等と連携しながら、県内外における事例紹介や専門家の紹介など、活動者の支援に取り組んでいきます。

○ 多様な分野、立場の人々からなるネットワークの形成

- ・ 景観づくりは、多様な分野の人々が相互に関連しあいながら進めていくものです。個人の活動には限界がありますので、多様な分野・立場の人々によるネットワークを形成するなど、各種団体等が相互に連携して活動できる場の創出に取り組んでいきます。

○ 行政組織内の横断的な体制づくり

- ・ 景観法においても、国土交通省、農林水産省、環境省と省庁横断での法体系となっているように、景観形成には、行政側の組織横断的な総合力も求められています。
- ・ 行政組織内においても、多分野連携が可能となる体制づくりに取り組んでいきます。

【取り組み例】

- ・ 景観ポータルサイトの開設
- ・ 地域活動団体（NPO 含む）間の連携強化（シーニックバイウェイ制度等の活用）
- ・ 地域住民と地域活動団体、大学との連携強化
- ・ 景観整備気候を活用した総合窓口の設置
- ・ 行政組織内における多分野連携の体制づくり
- ・ 産・学・公・民が参加する景観協議会の設置 等

2 自然とともに生きる

1) 生態系に配慮した貴重な自然環境の保全

○ 多種多様な生物を育む貴重な自然環境の保全

- ・ 豊かな森林、清流あふれる河川、雄大な海は、多種多様な動植物を育むとともに、我々に食料や憩い・潤いを与えてきました。
- ・ 一方、高度経済成長期には、市街地内や市街地に隣接する里山を宅地に造成し、河川や水路は効率的な治水を目的にコンクリート張りで整備するとともに、山地では拡大する木材需要に応えるため、スギやヒノキなどによる人工林化が進められてきました。
- ・ この結果、野生動植物の生息・生育場所の減少など自然の生態系に大きな影響を与える状況が見られるようになりました。
- ・ 豊かな自然環境は人間だけでなく多様な生物を育む貴重な資源であることをもう一度認識し、大切に保全していくことに取り組んでいきます。

○ 生態系に配慮した自然環境の復元

- ・ 現代に生きる我々は、この貴重な自然環境を次世代に引き継ぐためにも、自然を敬い、生態系にも配慮しながら共に生きる生活スタイルを確立することが必要です。
- ・ 今ある貴重な自然環境を大切に保全するとともに、住民・事業者・行政が一体となって、破壊した（しつつある）自然の復元に努めるなど、生態系に配慮した施策の推進に取り組んでいきます。

〔取り組み例〕

- ・ 森林の適切な整備・保全
- ・ 実のなる木等広葉樹の植林活動の推進
- ・ 環境学習等を通じた啓発の推進
- ・ 河川や砂浜等の清掃活動の推進
- ・ 生物調査と地域版レッドデータブックの作成
- ・ 湧水や河川の水質改善に向けた下水道施設の整備推進
- ・ 自然や生態系に配慮した公共事業の計画・実施 等

2) 広域の見地に基づく自然景観の保全・形成

○ 都市部・山間部を一体的に捉えた広域的な取り組み

- ・ 外国産材の輸入増加等を背景とした木材の価格低迷や林業における担い手の不足など様々な要因が重なり合って、近年では、森林の整備・保全が適切に行われていない状況が見受けられるようになってきました。
- ・ その結果、洪水や渇水、土砂災害の発生など、都市部における生活にも多大な影響を与え兼ねない状況が見受けられるようになってきました。
- ・ 山間部で起きている現象は、もはや山間部のみが抱える課題ではなく、都市部と山間部を一体的に捉え、広域的な見地のもとに解決策を導くことが必要であり、住民と行政が連携しながら取り組んでいきます。

○ 広域的な視点を持った自然景観の保全・形成

- ・ 本県では、広々とした空と雄大な山並み、長い海岸線、切り立った山間において地形に応じて整備された棚田、農地と集落等からなる盆地など、地形とともに形成された美しい景観をみることができます。
- ・ 各地にある美しい自然は、それぞれが複雑に絡み合い形成されてきたものであり、広域的な見地をもって、多様な施策に取り組んでいきます。

〔取り組み例〕

- ・ 住民参加による森林づくり活動の推進
 - ・ 地域材の活用による森林経営の安定化
 - ・ 水と緑の森づくり条例に基づく森林の整備・保全の推進
 - ・ 地形を考慮した河川・道路等の整備推進
 - ・ 砂浜流失対策の推進
- 等

3 生活の営み・文化を守り、育てる

1) 持続的な生産活動の展開

○ 美しい田園風景や商業地の賑わいは、円滑な産業活動の成果

- ・ 我々が生活の糧を得るために働く場（農林水産業地域や商工業地域など）では、それぞれの産業のあり様を示す独特の景観が醸し出されています。
- ・ 特に、本県の基幹産業である農林漁業を主な生業とする地域では、生産活動に伴い季節ごとに美しい景観を見ることができる地域もある一方、過疎・高齢化が進行し、管理放棄されつつある森林や田畑が増加し、荒地のまま放置されているなどの問題も抱えています。
- ・ かつては至るところの農山漁村において見ることができた、誰もが懐かしさを感じられるふるさとの風景が保てなくなっている地域も多くみられます。
- ・ このような農山漁村では人口減少と少子高齢化が急速に進んでおり、集落そのものが存亡の危機に直面する事態も想定される状況にあります。
- ・ 同様に、商工業地域においても、産業構造の変化に伴ってその姿・形を変えつつあり、郊外型店舗の進出等による中心市街地の衰退等を招いています。
- ・ 宮崎らしさ（景観）を守り、育てる上で、宮崎の風土とともにある農林漁業をはじめ、商工業や観光などの活性化が必要不可欠であることから、住民・事業者・行政が一体となって各種産業の振興に取り組んでいきます。

○ 農林水産業を中心とした活力の維持・創出

- ・ 自然とともに生きる豊かで活力ある農山漁村の風景を守り、育むためには、その地にあった生産活動を持続的に展開していくことが必要不可欠であると考えます。
- ・ そのため、農林水産業に関する各種計画等に基づき、農林水産業の振興をより一層進めるとともに、生業とともに育まれてきた集落文化の継承に対する支援にも取り組んでいきます。

○ 産業を支える間接的な取り組みの推進

- ・ 住民は、消費者としての関わりを通して、県内で生産された食料品等を購入するなどの地産地消に取り組むことや、地域材を積極的に利活用することなどにより、間接的に本県産業の振興に寄与することができます。
- ・ この取り組みを多くの人が賛同し、実践することが大きな力を生むことから、県民運動として展開されるよう、住民・事業者・行政が一体となって取り組んでいきます。

〔取り組み例〕

- ・ 地域産業を支える経営者の意欲向上
 - ・ 農林漁業後継者の育成
 - ・ 優良農地の確保と耕作放棄地対策の充実
 - ・ 住民・企業・NPOの直接・間接的な農地管理の推進
 - ・ 地域固有の食文化・食材の教育（食育）
 - ・ 既存集落維持に向けた施策の推進
- 等

2) 適正な土地利用コントロール

○ 市街地環境の成熟化と農山漁村環境の保全に向けた土地利用コントロール

- ・ 高度経済成長期には、都市部を中心に急激に増加する人口を収容するため、里山や農地を宅地として開発するなど、自然破壊を代償として市街地の拡大を行ってきました。
これは、都市の成長段階であった当時の社会情勢においてはやむを得ない選択であったものと推察されます。
- ・ 一定の社会基盤も整備され、都市としても成長・拡大の時代から成熟の時代に入り、また、我が国の人口規模が縮小に転じたことになった現代においては、今ある残された貴重な自然環境を大切に守り、育てる取り組みに方向転換することが必要です。
- ・ そのため、不必要かつ無秩序な開発行為を抑制し、適正な土地利用コントロールを行うことで、都市内の市街地環境の成熟化を図るとともに、郊外部における里山の維持・保全や周辺の農山漁村環境の保全に取り組んでいきます。

【取り組み例】

- ・ 適正な土地利用コントロールによる乱開発の抑制
 - ・ 農地転用の条件強化
 - ・ 風致地区、緑地保全地域、特別緑地保全地区等の指定による里山の保全
 - ・ 遊休農地の有効活用
 - ・ 環境アセスメントの対象拡大
 - ・ 大規模店舗立地法に基づく出店規制
- 等

3) 地域の風土にあった景観の保全・形成

○ 多様性のある地域の歴史・風土を守り育てる取り組み

- ・ 本県は、南北160km、東西70kmにわたる広大な県土を有しており、五ヶ瀬町に天然スキー場がある一方、日南市や串間市を中心に亜熱帯性の植物が自生するなど、多様な環境を有し、四季折々に美しい景観を見ることができます。
- ・ 今後とも、地域の歴史や気候・風土に対する理解を深め、これらが生み出してきた地域固有の景観を守り、育てることに取り組んでいきます。

○ 住民と行政の協働による特色ある地域づくり

- ・ 多種多様な景観は、地域の風土とともに形成されたものであり、他の町で成功したものをそのまま持ち込んだだけでは、必ずしもうまくいくとは限りません。
- ・ そこに住む人々自身が、自らの地域を見つめ直し、地域の風土を理解し、特性や魅力に気付くことで、その地にあった取り組み方が生まれると考えます。
他の町の事例はあくまでもそれらを生み出すためのヒントでしかありません。
- ・ 地域づくりは、住民と行政がともに手を携え合い、時間をかけて継続的に取り組むことによって、華開き、継承されると考えます。
- ・ 地域の風土に合った特色ある地域づくりに向けて、住民・事業者・行政等がそれぞれの役割を認識しつつ、連携しながら取り組んでいきます。

【取り組み例】

- ・ 季節ごとの花の植栽
- ・ 海岸松林の保全・整備
- ・ 地域風土に合った景観素材の使用
- ・ 文化的景観の指定による景観保全
- ・ 地域の宝を生かすむらづくりの推進
- ・ 古民家の保全・修復と利活用

等

4) 地域の歴史・文化の継承と誇りや愛着の醸成

○ 地域で育まれた文化や歴史の継承

- ・ 地域には、それぞれに積み重ねられてきた歴史があります。生活の営みの中で生まれた祭りなどの伝統文化や、竹細工・能面づくりなどの伝統工芸は、人から人へと代々、大切に伝えられてきました。
- ・ これら伝統文化を育んできたのは主に農山漁村地域に住む人々ですが、過疎化や高齢化の進行を背景に、集落そのものの存亡とともに、その継承が危ぶまれています。
- ・ また、その土地の由来や歴史を表す地名をはじめ、神話ゆかりの史跡や飫肥・美々津等の伝統的建造物群、江戸時代の城跡、明治～昭和初期にかけて築造された建築物等の貴重な資料が数多く残されています。
- ・ これら地域の歴史や文化を今に伝える貴重な資料や遺産、民俗芸能等を途切らすことなく後世に伝えるために、住民・事業者・行政が連携しながらその保全・継承に取り組んでいます。

○ 地域に対する誇りや愛着の醸成

- ・ 歴史的・文化的な資源は、一度失ってしまうともう二度と手に入れることができない貴重なものであり、これらの存在は地域に対する誇りや愛着の源を根底で支えていると言っても過言ではありません。
- ・ このような伝統文化や歴史的な遺産を大切に守り、継承していくため、地域への誇りや愛着の醸成を住民・事業者・行政の共通課題として取り組んでいます。

〔取り組み例〕

- ・ 歴史・文化遺産等の保全・修復作業への参加
 - ・ 祭りへの参加
 - ・ 伝統工芸や木造建築の表彰制度
 - ・ 伝統技術の継承
 - ・ 地域の宝発掘イベント等の実施
 - ・ 地域の歴史・文化に対する学校教育の推進
- 等

4 調和のとれた生活空間を創る

1) 身近な生活空間(街区単位)の質向上

○ きめ細やかな地域づくりへの取り組み

- ・ 自分たちの住む地域をいかに良くし、住み続けたいと思える「まち」にすることができ
るか否かは、そこに住む人々の意思と主体的な行動によって大きく左右されます。
- ・ 庭先を花で彩ることや生垣を設置したり、樹木を配置したりすること、自分の住む家の
前を日々清掃することなど、個人単位で取り組むことで生活空間の質を高めることもあれ
ば、地域における住まい方の作法を地区計画や建築協定などで定め、地域住民が一体とな
って取り組むことで、調和のとれたまち並みや良好な住環境を形成することもできます。
- ・ 地域の人々の意識やモラルを高めつつ、住民と行政が連携しながら、生活空間の質向上
に向けた各種施策に取り組んでいきます。

○ 自律的な地域コミュニティの維持・形成

- ・ きめ細やかな地域づくりの取り組みをきっかけとして、自治意識や自律的なコミュニテ
ィの形成に対する気運が高まり、地域の一体感が醸成されます。
その結果、地域における犯罪の抑止効果が高まるなどの効果が期待されます。
- ・ 地域のコミュニティが維持されることにより、一人ひとりの地域への誇りや愛着がより
醸成され、魅力的な生活空間の保全・創出が継続的に推進されることから、その実現に向
けて、地域コミュニティの維持・形成に取り組んでいきます。

○ 公民協働による地域づくりの推進

- ・ 身近な生活空間の質が高まり、各地で展開されていくことは、最終的には都市空間全体
の質を高めることにつながることから、県及び市町村は、あらゆる側面から住民主体によ
る活動支援に取り組んでまいります。
- ・ また、住民に身近な生活空間で行う公共事業等においては、地域住民の参画、情報提供
に努め、公民協働による地域づくりに取り組んでいきます。

【取り組み例】

- ・ 自宅の前を掃除する
- ・ 庭に実のなる樹木等を植える
- ・ 家を建てる時など、周囲との調和を考える
- ・ 地域でごみ拾い等の活動を行う
- ・ 道路脇の花壇を地域で管理する
- ・ 景観法に基づく地区指定等を行う
- ・ 日常利用する生活道路等の整備（コミュニティ道路）
- ・ 公園の整備・管理等を地域住民と協働で行う 等

2) 魅力ある公共空間(道路・河川等)の創出

○ 道路や河川等の公共施設と民間の土地・建物から形成されるものが「公共空間の景観」

- ・ 日本では一般的に、道路や河川など行政が整備・管理する施設からなる空間を公共空間と捉え、宅地などの私有地を民有空間と捉える傾向にあります。
- ・ 民有地では、自分の土地なのだから自由に使っても誰にも文句を言われる筋合いはないと考えてしまう人も少なくありません。
- ・ 一方、不特定多数の人が嫌でも目にしなければならない空間は、全て公共空間であるという考え方があります。例えば、屋外広告物条例による一定の規制はこの考え方に即したものです。
- ・ そのため、道路や河川等の公共施設だけでなく、不特定多数の人が見ることのできる建物等からなるまち並みまでを公共空間と捉え、周囲との調和に配慮することに取り組んでいきます。

○ 地域特性に配慮した公共施設の質向上

- ・ 道路や河川、公園などの公共空間を整備・管理している行政においては、これまでは経済性や効率性を重視し、社会資本を整備することに邁進してきました。その結果、魅力ある公共空間とは言い難い、無機質で画一的な構造物等を数多く創出してきました。
- ・ そのような社会資本整備のあり方が反省され、2003年(平成15年)、国土交通省がとりまとめた「美しい国づくり政策大綱」の前文においても、美しい国づくりに向けて、国レベルから大きく方針転換することが表明されております。
- ・ 公共施設はその場に何十年と存在し続け、我々の生活を支える基盤となるものであるからこそ、地域にあった整備を行う必要があります。
- ・ 今後の公共事業においては、地域にあった整備水準・内容とすることはもちろんのこと、計画段階から周囲との調和や景観への配慮、地場産材や伝統技術の利活用等に努め、公共施設そのものの質向上に取り組んでいきます。

○ 公共施設と建築物等が調和した魅力あるまち並みの創出

- ・ 周囲との調和とは、必ずしも全てを同じ基準で統一するのではなく、それぞれの個性は大事にしつつも、同じまちを共有しているもの同士、周囲に関心を持ち、配慮するということです。
- ・ 日本においても「向こう三軒両隣」という言葉があるように、最低限守らなければならないルールというのはいつの時代においても存在していたものです。
- ・ 私たちは、魅力ある公共施設とそれらと調和した建築物等からなるまち並みの創出に努め、魅力ある公共空間の形成に取り組んでいきます。

〔取り組み例〕

- ・ 花いっぱい運動の展開
- ・ 地場産材や伝統技術の利活用
- ・ 沿道修景美化条例の持続的な展開
- ・ 屋外広告物のデザイン性向上に向けた取り組みの推進
- ・ 土地利用と連動した都市計画の実施
- ・ 歩行空間の高質化への取り組み
- ・ ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの推進
- ・ 公共事業等景観配慮指針の策定・実施 等

3) 潤いある都市空間(都市計画区域内)の創出

○ 緑や水辺を生かした潤いある都市空間の整備

- ・ 都市周辺の里山や公園等の緑、まちなかを流れる河川や水路等は、人々の生活に潤いと安らぎを与える貴重な資源となっています。
- ・ 本県における一人当りの公園面積は、環境保全やレクリエーションの観点から整備を進めてきた結果、全国平均の9.1㎡/人を大きく上回り、19.4㎡/人と充実しているといえます。
- ・ しかし、市街化区域、用途地域における緑地等の割合は、約7%（都市計画区域全体では約48%）と非常に小さいものとなっており、住民が日常的に潤いや安らぎを身近に感じられる環境が整っているとは言いがたい状況です。
- ・ そのため、まちなかや住宅地などで生垣やポケットパーク、下水処理水を活用したせせらぎ水路など、緑や水を生かした都市空間の整備に、住民・事業者・行政が協働して取り組んでいきます。

○ 季節感や地域の風土に配慮した植樹

- ・ 人々に潤いや安らぎを与える緑が少ない現状を改善し、道路・公園等における街路樹や花木の植栽を進め、潤いある都市空間の創出に取り組んでまいります。
- ・ 植栽を行う場合は、管理等の容易さのみを重視するのではなく、人々が季節感を感じられるよう、地域の風土に適した樹種の選定に取り組んでいきます。

○ 民有地の緑化やオープンスペースの創出

- ・ 住民・事業者・行政が一体となって、都市緑地法に基づく緑化地域を指定するなど、公共空間だけでなく個々の民有地レベルでの積極的な緑化、憩いの空間につながるオープンスペースの創出に取り組んでいきます。

○ 身近な水辺空間の整備

- ・ 雨が大地に注ぎ、川となり海に流れ、蒸発し、また雨をもたらすという大きな水循環の中で、我々は生命を育んできました。
- ・ 身近に水辺を感じることができる空間は、人々の生活に潤いを与えるとともに、そこを清流が流れることで環境の良さ・豊かさなどを感じることができます。
- ・ 都市化の進展とともに水路が暗渠化されたり、水辺が埋め立てられてきたこともあり、都市部において身近に水辺を感じることのできる空間が少なくなっています。
- ・ 現存する水路等の水辺を活用したり、公園や道路などの公共施設において雨水や処理水等を活用するなど、身近な水辺空間の整備に取り組んでいきます。

【取り組み例】

- ・ 家の前に打ち水を行う
- ・ マナー向上による都市環境の改善
- ・ 企業等の理解を得ながら、民有地での緑化の推進
- ・ 公共施設の敷地内緑化の推進
- ・ 街中に緑陰のある休憩スポットの整備
- ・ 身近に水とふれあえる場の創出
- ・ 里山や緑地の保全・創出

等

4) まとまりある市街地(商業地等)の形成

○ 人口減少社会を見据えた「まちづくり」の推進

- ・ 人口増を前提として形成されてきた市街地では、人口の減少に伴って低未利用地の増加や人口密度の低下が起き、都市機能や市街地景観に大きな影響を与えることが予想されますが、そのままの状態では放置しておくことは避けなければなりません。
- ・ 人口減少社会に対応した都市へと成長していくために、近い将来、抜本的な都市構造の見直しが必要な時期がくるものと考えられます。
- ・ 将来的な都市の再編を見据えながら、住民・事業者・行政が協働し、あらゆる観点から「まちづくり」に取り組んでいきます。

○ 景観法等を活用した一体的な市街地の維持・形成

- ・ 土地利用の動向等に留意し、新たな開発に対する適正なコントロールを行うとともに、景観法やまちづくり三法（都市計画法、大規模小売店舗立地法、中心市街地の活性化に関する法律）等を活用し、一体的な市街地の維持・形成に取り組むことが必要です。
- ・ 具体的には、既成市街地における既存ストックの有効活用や中心市街地における市街地更新による活力の再創出、自律的な地域コミュニティの維持・形成等に取り組んでいきます。

○ 景観計画等を活用した規制・誘導による市街地景観の向上

- ・ 市街地景観に与える影響が最も大きな屋外広告物や大規模建築物に対しては、景観計画等を活用することによって、まとまりある市街地の形成につないでいくことが可能です。
- ・ 同様に、1つの開発で周囲の環境を良くも悪くもしてしまうような大規模な開発は、一定以上の整備水準を求めるための規制・誘導を行うことも必要です。
- ・ 住民・事業者・行政が連携して、現在の市街地景観を点検しながら、できることからひとつひとつ改善するための施策に取り組んでいきます。

〔取り組み例〕

- ・ 大規模開発の抑制と景観・環境への配慮
 - ・ 屋外広告物のデザイン性の向上
 - ・ 公共交通機関のネットワーク形成
 - ・ 都市構造を踏まえた土地利用の誘導のための用途地域による規制の適正な運用
 - ・ 景観計画の策定による面的な景観形成の取り組み
 - ・ 市街地再開発事業の促進
- 等

5 特性を生かし、活性化につなげる

1) 温暖な気候や歴史等を生かした観光振興

○ 観光振興を見据えた景観づくり

- ・ 本県は、「南国みやざき」とも称されるように、温暖な気候に恵まれ、四季を通じて生活しやすい恵まれた環境にあります。また、天孫降臨伝説からなる日向神話にゆかりの深い史跡や祭り等の伝統文化の宝庫でもあります。
- ・ これらの資源を活かした地域づくりに向けて、町全体でその雰囲気盛り上げるのが、観光振興の観点からも必要です。
- ・ 皆で守り、育てた地域の宝を磨き、生かすことで観光産業の振興につないでいき、その恩恵を皆で分かち合えるような仕組みづくりに取り組んでいきます。

〔考えられる取り組み例〕

- ・ 地域資源を活かした観光地づくりの推進
- ・ 古民家等を活用した体験型観光の推進
- ・ 地域の語り部の育成・確保
- ・ 美しい海岸線を眺める視点場の整備推進
- ・ 自然景観と地域文化を楽しむルートの指定とPR 等

2) 都市部と中山間地域の交流促進

○ 交流・体験を通して地域の魅力を再認識

- ・ 都市部に住む人々の中には、農山漁村部の人々が当たり前と思っている自然環境を身近に感じ、積極的にふれあいたいと感じる人も多くみられるようになってきました。
- ・ 中山間地域に住む人は、都市部で生活する人々が自らの地域に足を運び、生産活動や日常生活の体験を通して感動する姿を見て、地域の良さに改めて気づかされるということがあります。
- ・ 都市部の人々と中山間地域に住む人々が交流することにより、お互いの立場や思い、自然や地域との関わり方などさまざまなことについて理解を深めることができ、相互扶助の精神や循環型社会への礎を支える関係が築かれるものと考えます。
- ・ 今後とも、都市部と中山間地域の交流・体験の場の創出に取り組んでいきます。

○ 中山間地域の活力の維持・創出

- ・ グリーン・ツーリズムやブルー・ツーリズム、ワーキングホリデー等の実践者と参加者、行政が互いに協力・連携しながら、中山間地域の活力創出に取り組んでいきます。

〔取り組み例〕

- ・ グリーン・ツーリズムの企画・運営による交流促進
- ・ ワーキングホリデーによる交流促進
- ・ 子供への森林環境教育の実践
- ・ 農林業体験講座の実施
- ・ 山村留学の取り組みの推進 等

3) 賑わいやもてなしの空間・環境づくり

○ 地域の魅力を光らせる

- ・ 近年の観光は、以前のように大型バスで観光地を巡る団体旅行から、「個人旅行」、「参加・体験型旅行」、「目的型旅行」などへと旅行の形態が多様化し、変化してきました。
- ・ このことは、地域の「光」である観光資源を「観る」という語源からなる「観光」本来の姿に戻っているとも言え、観光客が本物の地域の光としての魅力を求める表れであると考えられます。
- ・ 観光産業に関わる人達、地域住民、行政が一丸となって、地域の魅力を高め、光らせることに取り組んでいきます。

○ もてなしの空間づくり

- ・ 観光客は、そこにいる人々とのふれあいを通じて地域固有の文化や魅力を感じとることを求めており、それらに応えるもてなしの「空間」や「心」を充実していくことが、本質的な観光振興につながります。
- ・ さまざまな地域づくりに関わる団体等が「道」という空間を媒体として連携する「日本風景街道（シーニック・バイウェイ・ジャパン）」の取り組みも県内で始まっています。
- ・ 住民・事業者と行政が一体となって、これまで以上にもてなしの空間や環境づくりに取り組んでいきます。

○ 賑わい空間の創出

- ・ 中心商店街などのまちなかでは、人や店が集まることで買い物や飲食を楽しんだり、出会いや交流が生まれています。
- ・ その結果として、賑わいのある景観が生まれ、賑わいが人を呼び、地域が活力を持ち、「ひと」も「まち」も活性化していくと考えられます。
- ・ 個々の商店が質や魅力を高めつつ、クリスマス・イルミネーションなどの電飾、シンボルとなる施設のライトアップなど、地域と事業者、行政が連携して、まちの顔となるような賑わい空間の創出に取り組んでいきます。

【取り組み例】

- ・ 中心商店街等の賑わい創出（活性化施策との連携）
 - ・ シーニック・バイウェイ（風景街道）の推進
 - ・ 「もてなしの心」の醸成
 - ・ 鉄道駅や港湾、空港など、都市の玄関口としての環境整備
 - ・ シンボルとなる施設のライトアップ
- 等

4) 積極的な情報発信

○ 広く情報を発信する

- ・ 住民等が取り組んでいる地域づくり活動やその成果を県内外の人々に広くPRすることで、景観づくりや地域づくりに参加している人・関心のある人等の輪が広がり、観光振興や地域の活性化へとつながっていきます。
- ・ 多くの情報を積極的に発信することは、ひとづくりや地域づくり、意識づくりへの種まきのようなものです。
- ・ 今後とも、県内外の多くの方々に宮崎の良さを知ってもらうため、テレビや雑誌、インターネットなどあらゆる媒体を活用し、多くの情報を発信することに取り組んでいきます。

○ 景観づくり活動や地域づくり活動の評価

- ・ 個々に活動する内容を紹介され、評価されることで、それらに関わる人々の意識もより一層高まり、個々の活動を支える自信や意欲を育みます。
- ・ あらゆる機会・媒体を活用し、県や市町村、関係する各種団体と連携・協力を行い、本県の魅力や取り組みを発信し、多様な視点からの評価を受けることで、より質の高い取り組みにつないでいくことができます。
- ・ 多くの人の意見を聞きながら、情報収集と分析、改善策の提案・実行というサイクルの確立に取り組んでいきます。

【取り組み例】

- ・ 景観形成に関するデータベースの構築（景観地、景観形成活動、景観施策）
 - ・ 景観形成活動に関する情報発信（ホームページ等によるポータルサイト、教科書、タウン誌等の雑誌）
 - ・ フィルムコミッション活動の推進
 - ・ 評価制度の構築
- 等

4. 施策の体系図

